

猪名川町の建築物における木材の利用の促進に関する方針

令和 8 年 7 月 9 日策定

本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、兵庫県が定める「兵庫県建築物木材利用促進方針」（以下「県方針」という。）に即して、猪名川町における建築物の木材利用を推進するための基本的な方針を定めるものである。

第 1 木材利用促進に関する基本的事項

1 施策の方向性

町は、県およびひょうご森づくりサポートセンター等と連携し、木材利用の意義や効果に関する情報発信、普及啓発、動機づけに取り組む。使用する木材については、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」（平成 29 年兵庫県条例第 19 号）の趣旨を踏まえ、県産木材の積極的な活用に努める。

2 建築物における木材利用の推進

（1）公共建築物

町が整備する公共建築物およびこれに準ずる建築物（学校、福祉施設、医療機関、運動施設、社会教育施設、公共交通施設等）においては、計画段階から木造化の可能性を検討する。コストや技術的制約により木造化が困難な場合でも、内装等の木質化を積極的に検討する。

また、備品や消耗品についても木材製品の利用を推進し、木質バイオマス燃料を用いた暖房器具やボイラーの導入についても、安定供給や維持管理体制を考慮しつつ検討する。

（2）民間建築物

町は、オフィスや店舗などの民間建築物における木材利用を促進するため、県や関係機関と連携し、木造建築の事例紹介や情報提供を通じて新たな需要の創出を図る。

（3）住宅

住宅の新築・リフォームにおいても県産木材の利用を促すため、施主に対する情報提供や普及啓発を行う。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

法第 15 条に基づく協定制度の活用を促進し、建築主等への制度周知を図ることで、木材利用の取組を後押しする。

また、建築物木材利用促進協定を締結した場合における協定の内容等の情報発信や、協定締結者に対する情報提供等の支援を行う。

4 普及啓発の推進

町は、関係団体と連携し、以下の取組を通じて町民の理解と関心を高める。

(1) 公共建築物における木材利用の実例を町ホームページ等で紹介し、木材利用の効果を広く周知する。

(2) 「木材利用促進の日」や「木材利用促進月間」に合わせ、国や県が実施する関連イベント等の情報を発信する。

(3) 法第 31 条に基づき、木材利用に顕著な功績のある者について、必要に応じて県へ情報提供する。

第 2 公共建築物における木材利用の目標

1 木造化の検討対象

建設コストや技術的制約、機能要件等により木造化が困難な場合を除き、公共建築物の木造化を積極的に検討する。

2 内装等の木質化の推進

町民の目に触れる機会が多い空間（エントランスホール、窓口、記者会見場、町長室等）を中心に、木質化の可能性を検討する。

3 木製品・消耗品の活用

机・椅子・棚・パーテーション・案内標識・ベンチ・玩具・文具・名札・記念品等について、木材製品の導入を検討する。暖房器具やボイラーについても、木質バイオマス燃料の活用を視野に入れる。

4 県産木材の優先利用

木材の調達にあたっては、原則として県産木材を優先的に活用する。

5 環境配慮型物品の使用

木材製品がグリーン調達方針における特定調達品目に該当する場合は、同方針の「判断の基準」を満たすことを目指す。

第3 その他必要な事項

1 ライフサイクルコスト等の考慮

公共建築物の整備に際しては、建設費だけでなく、維持管理・解体・廃棄までを含めたライフサイクルコストを考慮し、木材利用による付加価値や利用者ニーズも踏まえて総合的に判断する。

2 体制整備

町の関係部局が連携し、公共建築物への木材利用推進に向けた体制を整備する。

3 広域的な連携

木材の安定供給体制の構築や情報共有を図るため、国や関係自治体等と連携し、広域的な視点で木材利用促進に取り組む。

用語の定義

県産木材：県内の森林で生産された原木を原材料とし、県内で加工された木材（県外加工でも県産材使用が証明できるものを含む）。

木造化：建築物の主要構造部に木材を使用すること。

内装等の木質化：建築物の内外装に木材を使用すること。